

竜王町病児保育室が開所します！

～ 利用登録申請は7月1日から、健康推進課窓口で受け付け開始 ～

竜王町では、病氣中または病氣の回復期にあるお子さんを一時的に保育することにより、保護者の就労および子育ての両立を支援し、お子さんの健全な育成を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的として、令和7年8月1日から病児保育室(竜王町立竜王こども園内)を開所します。利用登録の受け付けは、7月1日から開始していますので、利用希望の方は健康推進課の窓口までお越しください。

◆対象児童

下記のすべてに該当するお子さんが対象です。

- 町内に居住する、生後6か月から6歳到達年度の末日(就学前)までのお子さん
- 保育所、認定こども園、認可外保育所、企業主導型保育所または地域型保育所に在籍しているお子さん
※原則、1号認定のお子さんは利用できません。
- 医師が病児保育室を利用することが適当と認めたお子さん

受入れできない症状

- 食欲がなく、ほとんど飲んだり食べたりできない
- 下痢・嘔吐がひどい
- 脱水症状の兆候がある(ぐったりとして元気がない等)
- ぜんそくがひどく、呼吸困難がある
- 流行性結膜炎、しらみ、水痘、麻疹等
- その他、医師が利用不可と診断した症状

◆利用可能日時・休日・定員

【利用可能日時】月～金曜日 8:30 ～ 17:00 連続して7日(病児保育室の休日を含む)

【休日】土曜日、日曜日 国民の休日に関する法律に規定する日
12月29日から1月3日までの日 協力医療機関の休診日

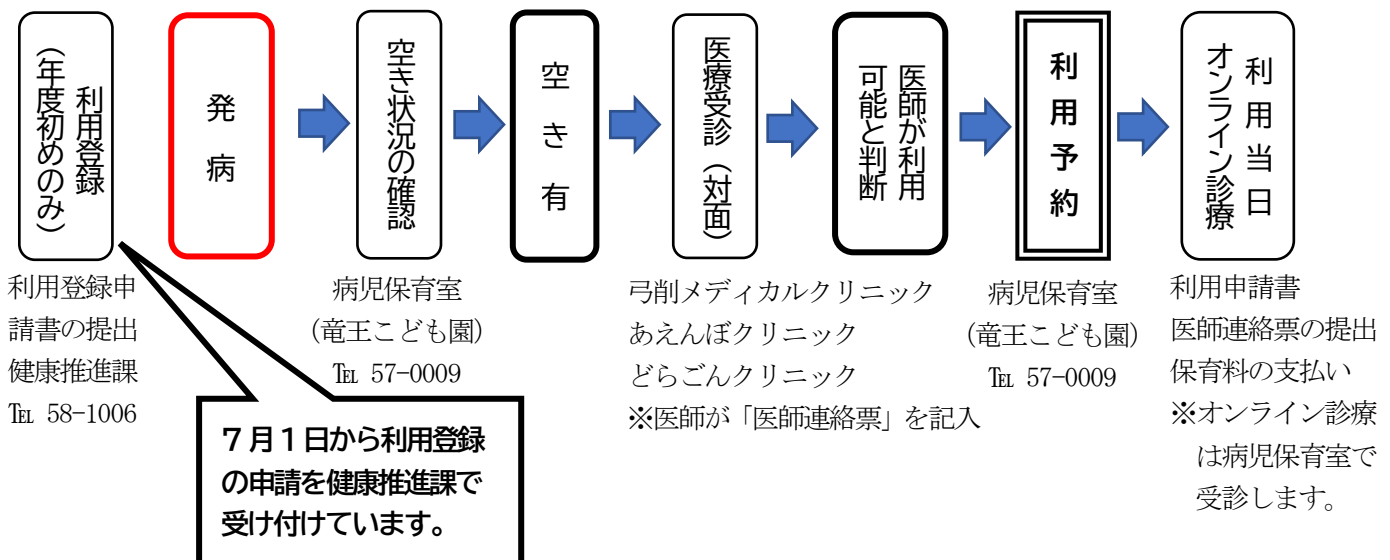
【定員】3人



◆保育料

1回 2,000円 ※市町村民税非課税世帯/ひとり親世帯 1,000円
※生活保護世帯/市町村民税非課税世帯のうちひとり親世帯 無料

◆利用の流れ



◆持ち物



★必ず必要な物

- ☐ 竜王町病児保育室利用申請書
※必要事項を記入の上、利用時に病児保育室にご提出ください
- ☐ 竜王町病児保育利用のための医師連絡票
※医療受診の際に、医師が記入して保護者にお渡しします。一般診療の料金に含まれます。
※お薬手帳のコピーまたは処方薬が分かる書類(処方箋一覧等)を添付してください。
- ☐ 処方薬(投薬が必要なお子さんのみ)
※保育中に服用する分だけお持ちください。

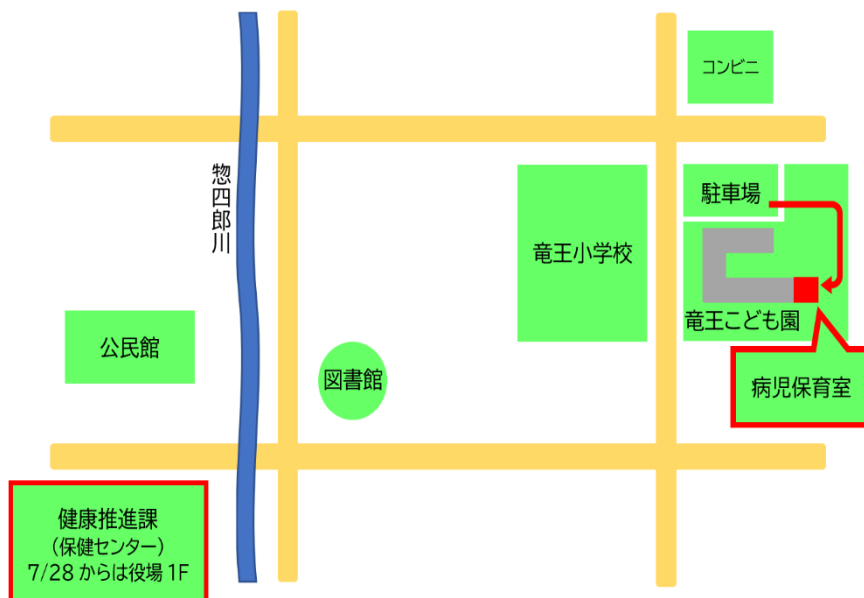
★お子さんごとに必要な物 (必ず名前をお書きください。)

- | | | | |
|--|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| ☐ 紙おむつ・紙パンツ | ☐ 食具(箸・スプーン) | ☐ 飲料(水筒・マグ等) | ☐ 着替え(上下一組) |
| ☐ おしりふき等 | ☐ おしぼり | ☐ タオル | ☐ 布団 |
| ☐ ミルク(調整ミルク・哺乳瓶等)・離乳食・お弁当 | ☐ エプロン(食事用) | ☐ コップ・歯ブラシ | ☐ お気に入りの絵本・玩具・DVD・Blu-ray |
| ☐ スタイ | ☐ おやつ | | |

◆留意事項

- キャンセルされる場合は、必ず病児保育室へ連絡してください。キャンセル料はかかりません。
- 処方薬は、医師に処方されたもののみで、保育中に服用する分だけお持ちください。市販の薬は一切使用できません。
- 病児保育室がおやつその他の飲食物、紙おむつ等を提供した場合、実費負担をいただく場合があります。
- 症状の変化等で利用を中止した際には、利用申請書に記載いただいた緊急連絡先に連絡しますので、病児保育室までお子さんを迎えに来てください。
- 医療処置が必要となった際には、保険診療を実施する場合があることから、保険診療の実施による費用が別途生じることがあります。
- お弁当は、お子さんの体調に合わせて、食べられるものをご持参ください。
- その他、病児保育室の職員の指示に従って利用してください。

◆場所・連絡先



病児保育室(竜王こども園内)

電話 0748-57-0009

Fax 0748-57-0097

※空き状況の確認・利用予約は上記電話番号にお問い合わせください。(8:30~17:15)

健康推進課

電話 0748-58-1006

Fax 0748-58-1007

※利用登録申請は健康推進課の窓口にお越しください。

病児保育室
ホームページ

